

平成 26 年度 仙台市障害者施策推進協議会（第 5 回）議事録

1 日 時 平成 26 年 11 月 7 日（金）18：30～20：45

2 場 所 仙台市役所本庁舎 2 階 第一委員会室

3 出 席 相澤委員，赤間委員，阿部委員，市川委員，岩館委員，大坂委員，小山委員，川村委員，桔梗委員，黒瀧委員，坂井委員，佐々木委員，白江委員，鈴木委員，中村（晴）委員，中村（祥）委員，目黒委員，諸橋委員，八木委員，
※欠席：久保野委員

[事務局]鈴木健康福祉部長，高橋障害企画課長，石川障害者支援課長，金子障害者総合支援センター所長，林精神保健福祉総合センター所長，佐久間北部発達相談支援センター所長，佐々木南部発達相談支援センター所長，後藤青葉区障害高齢課長，伊藤青葉区宮城総合支所保健福祉課長，加藤宮城野区障害高齢課長，岡崎若林区障害高齢課障害者支援係長，伊藤太白区秋保総合支所保健福祉課長，福井主幹兼企画係長，齋藤サービス管理係長，都丸地域生活支援係長，須田施設支援係長，三條指導係長，富山主事，林主事，高橋主事

ほか傍聴者 11 名

4 内 容

（1）開 会

（2）会長挨拶

会 長 皆さん，こんばんは。

今回は第 5 回の障害者施策推進協議会でございますけれども，本日は計画関係についてで，第 3 回で議論があった内容について修正等も含めて提示の中での議論となります。私たち施策推進協議会の皆さんが主体的にモニタリング，ヒアリング等を行った結果を踏まえ，計画策定ということですので，その役割が大きいことを感じているところです。本当によろしくお願いいたします。

（3）議事録署名人指名等

（1）定足数の確認

事務局より定足数の確認がなされ，会議の成立が確認された。

（2）議事録署名人指名

議事録署名人について，会長より相澤委員の指名があり，承諾を得た。

（4）議 事

計画関係について

（1）協議事項

① 仙台市障害者保健福祉計画中間評価（修正案）について

会 長 次は、次第の 4，議事です。

（1）協議事項の①仙台市障害者保健福祉計画中間評価（修正案）について、事務局より説明願います。

事務局 それでは、資料 1 と資料 2 に基づきましてご説明をいたします。

(高橋課長) まず、資料 2 をご覧いただきたいと思います。

前回の施策推進協議会と、その後ファクス等でいただきましたご意見、ご質問と、それについての対応や回答につきましてまとめております。この資料 2 と資料 1 を突き合わせながら説明をさせていただきます。

資料 1 中間評価の 2 ページでございます。

「障害のある方を取り巻く現状について」の身体障害者手帳の所持者数の年齢構成比について、「年齢区分は、療育手帳、それから精神障害者保健福祉手帳と同じように 65 歳からのデータにした方がよい」というご意見について、ほかの手帳と同様に 60 歳から 64 歳、それから 65 歳以上の区分に修正いたしました。

次は、6 ページでございます。

「（1）市民理解と相互交流の促進」の本文と、「主な実施状況」のところですが、ここは整理番号 7 の福祉まつりウェルフェアの参加者数につきまして、「平成 25 年度に大幅に減少しているの、理由を書き加えてはどうか」というご意見をいただいております。その理由を書き加えるような形で本文も修正を行っております。

次に 7 ページから 8 ページにかけてのところでございます。

7 ページの一番下のところです。「また、精神保健福祉審議会では、平成 24 年度から『精神保健福祉の視点からの災害対応のあり方』について審議を開始し、平成 25 年度に実施したアンケート調査などを基に、震災時に当事者が過ごした状況や関係機関が実施した支援等の集約を行った」というような文章がございました。これについて「具体的に書いたほうがいいのではないか」というご意見をいただいたところでございます。実は、具体的な課題の整理等につきましては今後行う状況でございまして、25 年度の実績として相談支援体制の強化につながる成果とは言いがたいのではないかと考えまして、ここの文章については削除をいたしたところでございます。

次に、8 ページの「主な実施状況」の中です。整理番号 23 番、子どもの心のケアのところ、幼児健康診査時の問診調査人数について、「平成 25 年度に大幅に減少した理由はなぜでしょうか」というご質問ですが、これにつきましては 24 年度につきましては 1 歳 6 カ月健診と、2 歳 6 カ月の歯科検診、それから 3 歳児健診のときに調査を行っております。25 年度につきましては、1 歳 6 カ月児健診の場合は震災以降に生まれたお子さんだということで、対象から除いていたということでございます。ただし、26 年度以降についてはやはり 1 歳 6 カ月のお子さんをお持ちのご家族にもお尋ねしたほうが良いということで、調査をしているということでございます。

25 番、こちらは事務局のほうで修正をしております。前回お示した数字の中に、各区保健福祉センターで実施した実績が入っておりませんでしたので、区の実績を追

加し、修正をしてございます。

資料 2 の 2 ページ，資料 1 の 9 ページでございます。

（3）の「主な実施状況」の表，52 番の難病サポートセンターの相談件数，それから 65 番の入院時コミュニケーション支援利用者数について、「新規事業ではありませんが利用率の低いことが気になります」と、「この評価をどのように考えていますか」というご質問でございました。これにつきましては，事業の開始時期がともに年度当初ではなく，25 年 11 月から始まったものでございまして，今年度につきましては昨年度よりも増加傾向にございます。今後も引き続き制度の周知を図りまして，利用の促進に努めてまいりたいと考えております。

同じく 9 ページの分析・評価，になります。ここは，最初の「障害児・者」を削除し，文章，文言の整理を行っております。

それから，「また，」以降のところについては，先ほど精神保健福祉審議会で精神の切り口からの災害対応のあり方について検討したという文章を受けての文章でございましたので，ここからは削っております。ただ，基本方針のところ防災関係の項目がございますので，ここの分析・評価で述べているところは非常に大事なことだと思っておりますので，基本方針 3 に文章を移動しまして，整理を行っております。

次は，10 ページでございます。

（1）ですが，「近年新たに障害の範囲に加えられた難病など」の箇所のところですが，「特に難病は平成 26 年 4 月以降のことなので，中間評価からは外れるのではないのでしょうか」というご意見でございました。難病が含まれたものに改正された障害者総合支援法が施行されたのは平成 25 年 4 月となっておりますので，25 年度の実績に含まれることとなります。

それから，さらに整理したところについては，高次脳機能障害の取り組みにつきましては，障害者総合支援センターが開所する以前から取り組んでいるものですので，ここの文言の整理をしてございます。

次に，資料 2 の 3 ページでございます。資料 1 は 11 ページでございます。

「（3）震災を踏まえた災害対応の強化」のところ，「災害時要援護者登録制度による障害者の登録者は何名ですか。また地域でのサポート体制はどのように進められていますか」というご質問でございます。平成 26 年 9 月末の時点で，登録者数は 3,659 名となっております。登録者リストにつきましては，地域に提供いたしまして，それをもとに地域で要援護者の方々の自宅を訪問して，その方に支援者がいらっしゃるのかどうかとか，あと避難方法等について確認を行いまして，災害発生時には地域の支援体制に基づいて避難誘導などの支援活動を地域で行えるように周知や働きかけを進めているというところでございます。

次は，12 ページでございます。

分析・評価のところでございます。先ほどの防災に関する記述をこの項目に移動してきたものでございます。

次に，13 ページを開いていただきたいと思います。

ここは「授産製品」「授産」という呼び方についてのお尋ねでございます。国のほうにも問い合わせて、現在、「授産」というような言い方をしているのか確認をいたしました。特に公的な用語としては決まっていないうことです。仙台市としては、親しみやすい名称として「ふれあい製品」というふうな言い方をしておりますので、製品に関わる場所については「ふれあい製品」という言い方に直しております。

また、施設の名称については、これも今使っている「就労支援施設等」というような格好で、13 ページの上のところですね、「授産製品」のところを「就労支援施設等で作られた製品の販売促進など」というような書き方で修正をしております。

資料 2 の 4 ページに移ります。

資料 1 の 13 ページの「主な実施状況」の 116 番、ふれあい製品フェア参加施設数、それから 121 番、障害者職業能力開発セミナー推進会議等の開催件数について、「平成 25 年度について減少した理由はどのようにしてでしょうか」というお尋ねでございます。

まず 116 番のふれあい製品フェアにつきましては、平成 25 年度は天候不順のために 1 回中止をしております。そのため、参加施設数も減少したということでございます。

それから、障害者職業能力開発セミナーにつきましては、国の補助金が市がやるものについては打ち切りになって、基本的には都道府県で行う事業になったということで、それで前年と同様の開催には仙台市としては至らなかったためということでございます。

それから、同じく 13 ページ、(2) の 124 番、障害者就労支援センターにおける支援件数について、「平成 25 年度が減少した理由は何でしょうか」というお尋ねでございますけれども、これははっきりした理由という分析ができていないわけではなくて、法定雇用率がアップされたことに伴いまして、就労支援センターを利用しないで直接ハローワークなどを通じて就労されている傾向があったのではないかと考えているところでございます。

次は、15 ページでございます。

基本方針 5 のサービスの充実と質の向上の部分の分析及び評価のところ。サービスの供給に関して「65 歳から介護保険が原則提供されるが、一定の条件下でそれを超える部分や特有の障害者福祉サービスを利用できることと、それを確保することの必要性についても記述に加えてはいかがでしょうか」というご意見をいただきました。これにつきましては、65 歳以上の部分だけ取り出して書くということはいかがかということで、全体的な取り組みとして「福祉サービスの利用の仕方に関する適切な説明や周知を図る」といったような書き方に変えたところでございます。

中間評価の修正のところについては以上でございます。

5 ページにつきましては、その他いただいたご意見につきまして載せております。第 3 期の 25 年度実績についてのお尋ねでございます。これは会議の席上でお尋ねのあった直接事業か委託事業かということにつきましては、協議会終了後に皆様に参考

資料をお送りしているところでございます。

それから、以降につきましては前回の会議の席上でもお答えしている内容でございますので、今回については説明はいたしません。

その他のところで、「ファクス等で寄せられた意見票の協議会での共有がされていますか。会議資料にて共有していただきたい」というご意見につきましては、このような形で共有を図っていききたいというふうに考えております。

説明につきましては以上でございます。

会 長 　　ただいま第 3 回協議会での委員の皆様からのご意見に基づいて、仙台市障害者保健福祉計画中間評価を修正したその理由等について資料 2，それから実際の資料 1 で説明いただきました。このことについて、委員の皆様からご意見などがございますでしょうか。ありましたら、よろしく願いいたします。
坂井委員， お願いします。

坂井委員 　　中間評価の資料 1 の 6 ページ、「中間評価内容」と書いてあって、基本方針 1 の「実績等」で「(1) 市民理解と相互交流の促進」のところですが、まず気になったのは、ふれあいガイド等のところはいいんですが、その次のところでスピーカーズビューローの話が載っていると思うんですけども、「当事者」と書いてありますが、結局どういう障害かが全然わからないということになってしまうので、その記載が気になったのが 1 つです。
また、括弧書きする必要性がまずあるのかというのが 1 つですね。
あと、「仙台スピーカーズビューロー」というのがたしか正式な名称だと思うので、その名前をそのまま載せたほうがよろしいのではないかなと思いました。下の表のほうもたぶんその形で直るのかなと思いました。

会 長 　　具体的にご指摘です。今、修正等について確定できる部分もあると思います。事務局， お願いします。

事務局
(高橋課長)

会 長 　　ご意見をいただいたとおりに修正をしたいと思います。
そのほか、ご意見等ありますでしょうか。
市川委員， お願いします。

市川委員 　　災害時要援護者の登録制度のことについてですけれども、資料 2 の 3 ページの一番上です。質問のような形で恐縮なんですけど、少し前ですけれども新聞に災害時要援護者登録制度について、もちろん本人が申請するわけなんですけれども、その申請を役所でまとめて各町内会のほうに名簿を流したときに、「町内会のほうでは非常に困惑している。なかなか対応が難しいのではないかな」とみたいなことが新聞に書かれてあっ

て、その辺のことも含めて、特に障害者の場合いろいろな意味で情報がうまく伝わらなかつたり、東日本大震災でも障害を持った方が健常者に比べて 2 倍の死亡率だったこととか、それから障害者の種別の中でも特に肢体不自由の方、身体障害者の方が非常に被害が大きかったということになると、やはり避難するのに非常に困難を伴う方が障害者の中にいらっしゃる。だから、希望としては町内会に任せましたというところだけでなく、何かもう少しこうすればいいとか、何か行政としてアドバイスや、町内会をサポートするような仕掛けをすることが必要なのではないかなと思えました。今回の評価とは関係ないかもしれませんが、担当のほうに何かあったときに発信していただければありがたいなと思えました。

会 長 事務局からお願いします。

事務局
(高橋課長) 市川委員がご心配になっていることは本当にそうだと思います。地域のほうでもやはり戸惑いというか、どこまで踏み込んでいったらいいのかということで、関係をつくっていくというところでもいろいろご苦労なさっているという話を聞いております。障害者の方の避難のあり方についての今のご意見につきまして、担当課のほうにも伝えまして、きちんと取り組みが進められるようにしていきたいというふうに思っています。

会 長 市川委員、よろしいでしょうか。この文言というよりも、行政がきちんと町内会との確認とかをもっと促進するように取り組むということで、よろしいでしょうか。
(「はい」の声あり)
ありがとうございます。
そのほか、委員の皆様からございますでしょうか。
目黒委員、お願いします。

目黒委員 すみません。この資料を見て、行動援護の利用者が 9 名ということですが。

会 長 すみません、私たち確認のために、何ページですか。

目黒委員 資料 2 の 5 ページの「その他」のところですか。行動援護は、「行動上著しい困難がある者に対して外出時及び外出の前後にサービスを提供するというもの」とあるんですけども、役員会のときにみんなに聞いてみました。そうしたら、役員の中で 1 人利用している人がいて、「利用者が 9 名なんだって」と言ったらすごいショックを受けていて、それしかないのと。どんなに希望しても、なかなか使うことができなくて、週に 1 回やっとお散歩の時間をもらっているのですが、それだけでどんなに助かるかという話を聞いて、使いにくい、希望してもなかなか使えない、支援者の人もたぶんなかなか受けられない事情があるのかなと思えますが、ほかの地域ではよく行動

援護の研修会を頻繁にやっているという話を聞いているのですけれども、もう少しこのことに力を入れていただかないと、自閉症の重い人たちはなかなか街に出られないし、グループホームとかでも暮らせないし、地域にすることができないと思います。結局は親がいなくなると入所施設に入ってしまうみたいな、それしかないのかなという話しをみんなですんでいます。もう少し仙台市でも行動援護ということに力を入れてもらえたらうれしいと思います。

会 長 行動援護については、たぶん次に話題になる第 4 期仙台市障害福祉計画・中間素案のほうでも出てくると思いますけれども、ただいまのこの説明文では、「その他」というところで先ほどもありましたので、事務局何かありますでしょうか。あと次のほうでというのもあるかもしれませんが、お願いします。

事務局
(石川課長) 統計的な実績はここに示しているとおりでございますけれども、今、目黒委員からお話があったように、なかなか行動援護という言葉がまだまだ知られていないということが、行政、それから支援する方もその辺の情報不足はあるのかなというのを改めて感じたところです。そういったこともございますので、まず周知、それからどういった形で使えるのかというようなことを皆さんに理解していただくことが必要になると思います。

ただ、個別のお話の中で使い勝手が悪いといったことについては、区のほうと十分に相談していただければと思います。こういった場面でその使いづらさを感じられているのかということは個別のお話になるので、そこはぜひご相談していただければと思います。

会 長 目黒委員、よろしいでしょうか。とても大事なご指摘、ありがとうございます。そのほか、委員の皆様、よろしいでしょうか。

では、先ほど意見をいただきました件については、すぐに修正できた部分もあります。そのようなことで、仙台市障害者保健福祉計画中間評価のほうについてはひとまずこれで委員の皆様からお話を伺ったということで、進ませていただきたいと思います。

② 第 4 期仙台市障害福祉計画 中間素案について

会 長 次は、②第 4 期仙台市障害福祉計画 中間素案について、事務局より説明願います。これも行動援護のこともまた出てくるわけですが、よろしく願います。

事務局
(高橋課長) まず、資料 3-1 をご覧いただきたいと思います。障害者の計画につきましては、大きい矢印で示しております障害者基本法に基づく障害者保健福祉計画と、小さい矢印で示します障害者総合支援法に基づきます障害福

祉計画の 2 本立てになっておりまして、今回は小さい矢印の障害福祉サービスの見込み量と、サービスの提供体制をどのように確保するかについての計画、障害福祉計画の第 4 期の計画を策定するという事になっています。計画期間につきましては、27 年度から 29 年度までの 3 年間でございます。

障害福祉計画につきましては、国と県から基本方針が示されておりまして、それに従って策定をすることになります。本日お手元にお配りしております参考資料の 1 から 3 ですので、それにつきましては後ほどご覧いただければと思います。

まず、計画の構成でございますが、基本理念、基本目標、基本方針、それから障害のある方を取り巻く現状、裏面に行きまして計画年度におきます到達目標、それからこれまでの実績に基づいたサービスの見込み量を定める活動指標、活動指標で取り上げたサービスのうち特に力を入れて取り組むものについてまとめました障害福祉サービス等に係る計画的な基盤整備の方策、それから障害者施策を推進するための方策、障害福祉計画の達成状況の点検及び評価を掲載したいというふうに考えております。

表面に戻りまして、まず 2 の「基本理念、基本目標及び基本方針」でございます。6 年間の計画である仙台市障害者保健福祉計画と共通の視点で推進を図る必要がありますので、障害者保健福祉計画に掲げている理念、基本目標、基本方針は継承することとしております。

3 番の「障害のある方を取り巻く現状について」につきましては、中間評価のほうにも掲載している現状に関するデータを掲載したいというふうに考えております。

4 番の「到達目標」につきましては、後ほどご説明をしたいと思います。

5 番の「活動指標等」につきましては、(1) から (3) に示しているサービスについて、第 3 期計画の実績を踏まえましてサービスの種類ごとの見込み量、それからその見込み量を確保するための方策を定めます。先ほど阿部会長のほうから行動援護についても今日出るのではないかというお話がありましたが、サービスごとの取り組みにつきましては財政当局などとも今調整をしているところでございますので、今日は詳細をお示しすることができません。これについては次回お示しさせていただきたいと思います。

それから、次に 6 番の「障害福祉サービスに係る計画的な基盤整備の方策」につきましては、後ほどご説明をさせていただきます。

7 番、「障害者施策を推進するための方策」としては、(1) から (5) にお示ししたもののついて記載をしていきたいというふうに考えております。

そして、8 に「障害福祉計画の達成状況の点検及び評価」として、この点検・評価に取り組むための体制、それから基本的な視点について掲載をしたいと思います。

7 と 8 の文案につきましても、次回お示しさせていただきたいと考えております。

それでは、資料 3-2 の「到達目標について」をご覧いただきたいと思います。

この到達目標につきましては、国の基本方針で何について目標を定めるかが指定されておりまして、それに従って定めているものでございます。

1 つ目でございます。施設入所者の地域生活への移行者数でございます。平成 29 年度末までに、25 年度末時点の全施設入所者数 557 人のうち、45 人の地域移行を目指すというふうに設定をいたしました。これは 25 年度までの平均移行割合により求めた人数に、地域移行が難しい方向けのグループホームを整備することによって移行を促し、それを足した数を目標としております。

次に 2 つ目、施設入所者数でございます。これは 29 年度末時点の施設入所者数を 25 年度末時点の数よりも 20 人少ない 537 人を目指すとしております。これにつきましては、施設の定員に縛られるところで非常に難しいところではあるんですけども、仙台市、宮城県における障害者入所施設の定員を全国と人口割で比較しますと、もともと少ない状況にもありまして、このような目標設定になっております。

それから、3 つ目の地域生活支援拠点でございますけれども、これは今回国から新たに目標を設定するように示されているものですが、内容については詳細が示されておりません、示されたものにあるのは居住支援機能、グループホームやショートステイのようなものです。あと地域支援機能、日中の居場所とか相談機能を一体的に整備することにより、24 時間緊急時あるいは地域生活支援に関する相談受付を可能とする体制をつくるというもので、これについては今後国からの詳細な説明を踏まえまして、整備の必要性について検討をしていきたいと考えております。

裏面にまいりまして、4 つ目、福祉施設から一般就労への移行者数でございます。これについてもこれまでの伸び率を踏まえまして、そこにプラスアルファするような形で 200 人の移行を目指すということにしております。

5 つ目、就労移行支援事業利用者数でございます。これもこれまでの実績の伸び率にプラスアルファして、25 年度末よりも 370 人の増を目標とすると設定いたしました。

最後に 6 つ目でございます。就労を希望する障害者に対して就労に必要な訓練を行う就労移行支援事業所につきまして、これまでの伸び率にプラスアルファをして、事業所ごとの就労移行率が 3 割を超えるものが 5 割以上になることを目指すということで、設定をしております。

この 6 つの目標のうち、3 番と 6 番は今回新しく設定をするように示されております。

それでは、続きまして資料 3-3、A 3 判の資料でございます。

障害福祉サービス等に係る計画的な基盤整備の方策について、今後 3 年間で特に力を入れて取り組むものについて示しているものでございます。

障害者を取り巻く現状につきまして、左の上のところにありますけれども、自立支援法が施行された 18 年度から手帳所持者数は 1.3 倍の増、それから重度の障害者の方は 2.4 倍、それからサービスを利用する方の数も 2.3 倍となっています。それから、市立小学校における特別支援学級に在籍する児童の数につきましても、全体の児童数としては減少しているんですが、特別支援学級に在籍する児童の数は増加傾向にあるということでございます。それから、特別支援学校高等部を卒業する生徒の数も増加

してありまして、毎年 150 名を超える生徒さんが卒業されるという状況にあります。以上のような現状に伴いまして、障害福祉サービスの利用の実績も増えている状況でございます。

資料の真ん中のところ、昨年障害者保健福祉計画の進捗管理の一環といたしまして、委員の皆様にも参加をしていただきまして、障害者ご本人、ご家族、それからサービスを提供している事業者を対象にヒアリングを実施しております。その結果を載せておりますけれども、合計で 572 件のご意見をいただいております。いただいた意見を見ますと、「住まいの場の確保・地域生活への移行」「日中活動の場の充実・放課後の居場所づくり」「就労支援の強化」「相談支援体制の充実」の 4 つについて多くのご意見をいただいております。特に「住まいの場の確保・地域生活への移行」につきましては全体の 2 割を占めて、ご家族の高齢化に伴う介護負担の増や、親亡き後の不安といったことについて多くのご意見が寄せられているところでございます。

これらを踏まえまして、今後 3 年間特に力を入れて取り組むものを示したものが右側でございます。

まず住まいの場の確保としてグループホーム、それから日中活動の場の充実・放課後の居場所づくりとして入浴や排泄等のお世話や創作活動などを提供する生活介護、それから通所により障害児の基本的動作の指導や訓練などを行う児童発達支援、それから就労支援センターの支援の強化による就労支援体制の推進、障害者自立支援協議会を各区に整備することによる相談支援体制の充実を図ることにしたいというふうを考えております。

まずグループホームにつきましては、27 年度以降 1 年ごとに 100 人ずつ利用者の増加を図るためのグループホームの整備促進に取り組んでいくということでございます。

それから、生活介護につきましては 27 年度と 29 年度にそれぞれ 1 施設ずつ整備をするということにしております。

児童発達支援につきましては、28 年の 4 月から仙台市サンホームの定員を 20 名から 30 名に増加いたしまして、受け入れ枠を拡大いたします。

就労支援体制の推進につきましては、就労支援センターなどの訪問等の支援を強化し、障害者を受け入れる企業数の増加を図りたいと考えております。

それから、地域の障害福祉に関する連携や協議を行う場である障害者自立支援協議会につきましては、各区においても展開をし、障害福祉サービスに関わる事業所や関係機関、支援者のネットワークづくりの充実を図っていきたいと考えております。

以上が中間素案の概要でございます。本日は特に計画の柱となります 4 の到達目標、それから基盤整備の方策のところでご意見を頂戴できればと考えておりますので、よろしく願いいたします。

会 長 本日は大きいポイントとしての検討ということで、すみません、先ほど行動援護も

この中でと私が発言しましたが、それについては、また後で検討を進めていきたいところでございます。

さて、ただいま事務局から「第 4 期仙台市障害福祉計画 中間素案」についての説明をいただきましたけれども、皆さんからご意見等ございましたらいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

中村（晴）委員，お願いします。

中村（晴）委員 グループホームを 1 年ごとに 100 人ずつということで計画がされています。地域移行としては大変いい方向だとは思いますが、国でグループホームの 1 カ所当たりの人数は、地域で普通に暮らすという前提で 4、5 名が理想的であるというような文言がありました。100 名ずつというのを 4 ないし 5 で割ると 20 カ所から 25 カ所ぐらい毎年増やしていくという予定のようですが、実はグループホームの設置基準が大変厳しくなっています。特に防災について、火災報知器の設置などが義務付けられて、防災加工の壁紙やじゅうたんなどが必要になっております。なかなか借家でのグループホームの運営は難しいというのが実態であるように思います。この辺について、仙台市から現在補助金が 100 万円出ていますが、なかなかこれは実際難しいというのが私の実感なのですが、この辺は計画の裏付けとしてはどのようにお考えでしょうか。教えてください。

会 長 事務局，お願いいたします。

事務局（石川課長） 今お話いただいたとおり、各地のグループホームで痛ましい火災事故があったことで、消防法の法改正があり、消防設備についてはしっかりしたものを新たな年度、平成 27 年度からは付けるということになってございます。今後そのため、グループホームを設置する方については消防設備の部分で新たに必要なお金がかかってくるようなところも出るのかなというふうには思います。

ただ、具体的にその法改正のところを見ますと、面積要件ですとかいろいろなことの中で設置する機器といいますかハードルがいろいろあるようですので、そこもきちんと今後考えている方々、法人の方々には情報提供して、できるだけスプリンクラーですとか、より火災のときに設備的に高いのがあればいいのかもしれないけれども、基準は今こうですというのはまずきちんと踏まえて、その情報をきちんとわかっていただいた上でご用意いただくと。やみくもに全体ですね、重い設備をつくるとすれば非常に高いお金がかかるというようなことだけがもしかして感じられて、なかなかそこを踏み出せないという方がいるのであれば、そこはその大きさとかによっていろいろ準備するものが違いますというような正しい情報提供をした上でその辺を考えていただくというのも一つ必要かなと思います。

それから、仙台市としての今の補助につきましても、今中村（晴）委員がおっしゃったように 100 万円というようなことで準備させていただいておりますので、ぜひそれ

をご活用いただき、計画的には皆さんご要望が多いところですので、何とか達成していきたいというふうに考えているところです。

会 長 中村（晴）委員、よろしいでしょうか。
次に、諸橋委員、お願いします。

諸橋委員 グループホームをやっている方とよくお話をする機会があるのですが、基本的になかなか事業として取り組む意欲がないというか、今課長がおっしゃったような観点からもう少し具体的なことで考えて、取り組んでいくという姿勢がなかなか見えない方が多いのが現状なのかなと思います。住まいの場ではなくて寄宿舍なんだと、それで防災体制をしっかりとしないと認められないんだということだけが殊更に強調されて、かなり孤立した考えになっているのかなという気がいたします。少し市としても、今課長がおっしゃったようなことも含めて設置の仕方とか、事業として組み立てていく場合のある種の行政からの支援というか指導と言ったらいいのか、そういうものが意識的にやられるといいのかなと思います。

事務局 ありがとうございます。今お話ありましたように、考えられている法人さんにぜひ進めていただけるように積極的に情報提供してまいりたいと思いますので、ご協力のほうよろしくお願いいたします。

会 長 グループホームのこれからの整備目標についてというよりも、その中身について、情報提供をしっかりとしながら取り組むということの確認ですよ。そのほか、委員の皆様からございますでしょうか。
中村（祥）委員、お願いします。

中村（祥） 3つ質問したいと思います。

委 員 仙台市の場合ですと、今年度はこの基盤を整備するという事業設定が仙台市のほうでなされて、それで設置の助成金ですとか、基盤整備のための整備費というのが補助されると思いますが、それですと各事業所とかが把握している今現在の基盤整備のニーズというものの調査にはちょっとならないのではないかなと思ってまして、その辺のところを計画としてこれから調査をしてから何年計画というふうな形で、国からの予算を確保したり、配分したりというような方法ができないかどうかを1つお聞きしたいです。

それからもう一つは、就労支援の体制の中で、就労を継続するための1つの強力なバックアップとしてジョブコーチが就労先の企業に入るとことはとても効果的であるように思います。ただ、今ジョブコーチは独立行政法人で育成をし、そこから事業費の補助を幾ばくか毎月申請していただくような体制で、制度に入っていないものですから、たぶんこの就労移行支援事業所も必要だと思いつつ、なかなか人的配

置ができなかったり、要員を育てられない原因になっているのではないかと考えます。少し難しいことなのかもしれませんが、仙台市のほうでそういう要員育成ですとか、幾ばくかの経費補助、人件費補助のようなものを考えているかどうかということ。

それからもう一つは、相談支援体制の充実のために自立支援協議会を強化することなんですけど、これもとても重要だと思うんですけど、窓口の体制の中でたぶん相談支援事業を行っている事業所が計画相談を行うに当たって相談支援窓口になっていくという可能性があると思うんですけど、そこがなかなか自立して経営できない相談支援事業の現実がありまして、職員がなかなか相談支援の充実まで当たれないという現状があるんですけど、合理的にそこで相談支援事業をやれるような体制をつくれればとは考えておりました。そこを聞かせていただきたいと思います。

会 長 3 点について、事務局からお願いいたします。

事務局 (石川課長) まず 1 点目の施設整備に係るニーズ調査といったものですが、基本的には全体の調査をするのは計画の節ごとというところが多いものですから、どうしてもタイミング的には障害者保健福祉計画、今回の計画は障害福祉計画ですので、今度の保健福祉計画の前には全体的なニーズ調査というのは当然やると今は考えているところです。

資料 3-3 の生活介護というところに、「27 年度・29 年度にそれぞれ 1 施設の設置を促進し、」とございますが、計画しているのはまさに 26 年度建設で、今年度建設して 27 年度に開所する生活介護の施設が 1 カ所あるということと、28 年度に工事をして 29 年度に設置・スタートしていきたいのが 1 カ所あるということで、これについては計画しておりますということです。中村（祥）委員からお話があったのはその次の施設整備ということで考えるとすれば、次期計画の調査も踏まえてということになるのかなと思っております。

それから、就労の支援の部分でのジョブコーチのお話をいただきました。我々のほうでもジョブコーチが、うまく活用ができる人数がないというところまではつかんでおります。ただ、その部分に仙台市として今後どのように関わっていくのか、ジョブコーチをうまく活用できる、もしくは育成するということをどのようにしていくのかというのは我々としても課題だと思っております。今の段階でこういったことを考えていますというのをお示しできるものが申し訳ございませんけれどもありません。ただ、仙台市にはご存じのとおり障害者の就労支援センターがございますので、センターでの活用についても検討して、どういった形で仙台市なりの就労支援ができるのかというのは考えてまいりたいと考えております。

それから、相談支援の件でございました。ここに書いてございますとおり、ネットワークの強化というような形につながるのかなと思っております。各区に自立支援協議会を設置していくということでございます。その中の 1 つとして、障害者の相談に当たる計画相談の事業所も今後増えていくと考えております。相談支援事業所は、なかなか

事業として成り立ちづらい、簡単に言うと事業所の報酬が低いというようなお声は聞くところです。ご存じのように現在報酬改定が来年の 4 月に向けて国で検討が進んでいるようですので、その評価の中で事業者の方々の経営が成り立つような評価になればそれはそれでうまくいくのかなと思いますが、何分その報酬改定のところは直前にならないとわからないものですから、今の段階でどのくらいの報酬改定になるのかというのは情報も含めて申し訳ないんですけれどもお話できるものはないような状況です。

中村（祥）委員 私 の 言 い 方 が 誤 解 さ れ て し ま っ て い る と 思 い ま す が 、 仕 事 を し な い で 報 酬 を 上 げ て ほ し い と い う こ と で は な く て 、 相 談 機 能 を 併 せ 持 つ 仕 事 を た ぶ ん し て い る と 思 い ま す の で 、 こ と は で き な い か と い う こ と で す 。 そ れ は 制 度 に は あ り ま せ ん の で 、 仙 台 市 の 独 自 事 業 に な る と は 思 う の で す け れ ど も 。

事務局（石川課長） 仙 台 市 で は 、 委 託 の 相 談 支 援 事 業 所 と い う こ と で 現 在 も 計 画 相 談 だ け で は な く 、 幅 広 く 、 計 画 を つ く ら な い 方 に 対 し て も 相 談 を 受 け る 相 談 支 援 の 事 業 所 が 16 カ 所 ご ざ い ま す 。 こ の 事 業 所 と 、 そ れ か ら 自 立 支 援 協 議 会 の ネ ッ ト ワ ー ク の 中 で 、 地 域 の 障 害 の あ る 方 、 そ れ か ら そ の ご 家 族 を 支 援 で き る 体 制 を つ く っ て い け れ ば な と い う の が 今 の と こ ろ の 考 え 方 で ご ざ い ま す の で 、 新 た な 事 業 と し て の 取 り 組 み と い う の は 今 の と こ ろ 考 え て い な い と こ ろ で す 。

会 長 中 村 （ 祥 ） 委 員 、 よ ろ し い で し ょ う か 。
次 に 、 諸 橋 委 員 、 お 願 い し ま す 。

諸橋委員 少 し 関 連 す る と 思 い ま す け れ ど も 、 ち ょ う ど 就 労 関 係 な ん で す け れ ど も 、 ち ょ っ と 私 ち ら っ と こ う 見 る 限 り 、 随 分 堅 実 な 数 字 と い え ば 数 字 な ん で し ょ う け れ ど も 、 目 標 数 値 が 少 な い ん じ ゃ な い の か と 、 見 さ せ て い た だ い て 思 い ま し た 。 例 え ば 福 祉 施 設 か ら 一 般 就 労 へ の 移 行 者 数 と い う こ と で 、 29 年 度 が 24 年 度 の 156 人 よ り 44 人 多 い 200 人 と い う 数 値 で す け れ ど も 、 こ れ ま で も 恐 ら く 目 標 数 値 を ク リ ア す る よ う な 実 績 を 挙 げ て き た と い う ふ う に 私 思 っ て い る ん で す ね 。 27 年 度 か ら 雇 用 支 援 制 度 も 変 わ っ て き ま す し 、 流 れ と し て は 障 害 者 の 方 の 就 労 が こ れ か ら も っ と 進 む ん じ ゃ な い か な と い う ふ う に も 思 い ま す 。 昨 年 ハ ロ ー ワ ー ク 仙 台 だ と 837 人 の 方 が 就 労 さ れ て い る ん で す ね 。 こ の 中 に は A 型 の 事 業 所 の 方 だ っ た り 、 あ る は 特 別 支 援 学 校 の 生 徒 さ ん た ち が 入 っ て い た り も す る ん で す け れ ど も 、 結 構 就 労 の 実 績 と し て は 上 が っ て い る か な と 。 む し ろ 課 題 と し て は 移 行 支 援 事 業 所 の 支 援 と 結 び 付 い た 就 労 が 進 ん で い る の か ど う か と い う こ と が 大 事 な の か な と い う ふ う に も 思 い ま す 。 ハ ロ ー ワ ー ク の ほう で こ う い う デ ー タ も お 持 ち な ん で し ょ う か ね 、 そ の 内 訳 と か 、 あ る い は 837 人 の 方 が ど れ くら い 就 労 を 継 続 さ れ た か と い う 、 で き た ら そ う い う こ と も 含 め て 支 援 体 制 を し っ か り す る と い う 意 味 で 、 移 行 支 援 事 業 所 と ハ ロ ー ワ ー ク な ど の ネ ッ ト ワ ー ク づ く り も 含 め て 、

もう少し数字を目標数値にふさわしい数字にしてもいいのではないかなというふうに思います。県のほうだと 2 倍にするというふうに言っていると思います。それくらい掲げて、頑張ってもいいのかなと思います。

それから、長くなるかもしれませんが、就労の移行率ということで移行支援事業所ごとの目標が出ていますけれども、支援体制の推進ということで 3 - 3 の数字だと 29 年度には 3 割以上就職した移行支援事業所を 5 割以上にしますよという数字が出ていますけれども、もっと高くてもいいのではないかなと。もしくは高くなるような努力とか、評価と育成の方針をちゃんと持ったほうがいいのではないかなというふうに思います。今現在移行支援事業所は 30 事業所あるんですかね、そのうち 3 割をクリアしているのが 9 事業所ということですが、なかなか本格的な就労移行の体制ができていない事業所が多いので、先ほどのジョブコーチもそうですけれども、本来あるべき就労支援の仕方というのを就労支援センターを軸にでもっと支えていくというか、評価し育成していくみたいな方針があって、もう少し高い数字をぜひ掲げてほしいなというふうに思いました。

会 長 ご意見ということで、事務局からコメントをいただく前に、ハローワークということで、小山委員、お願いいたします。

小山委員 今お話いただいた就労移行支援との連携した部分の数値、内訳ということだと思いますが、残念ながら今お話しできるような部分というのは持ち合わせていませんが、先ほど言われた 837 という就労の数字が上がってきていると、その前だと 695 ぐらいということだったと思うんですが、少なからずそういった連携によって上がってきているというふうには聞いています。ただ、内訳としてちょっとお示しすることができないのが申し訳ないんですが、実際連携が進んでいて、就職というものが伸びてきているという、その事実がございます。

会 長 次に、事務局からお願いします。

事 務 局 諸橋委員から頂戴したご意見は資料 3 - 2 の 4 の福祉施設から一般就労への移行者数が 1 点目でございます。これにつきましては、ここに掲げてございましており (石川課長) 200 名の方の移行を 29 年度には目指すということで、下に実績を示させていただいてございます。これによりますと、現在のところ 160 人前後の方が一般就労というようなことでございますので、29 年度の 200 名というのは事務局としては決して低い数字ではないと考えているところでございます。

それから、6 番目の就労移行支援事業所の就労移行率、こちら 29 年度で移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上ということで、これも下に実績が書いてございますが、こういった事業所は現在 25 年度は、事業所数では全体の 3 割ということで、これを 2 割伸ばして 5 割以上にするということです。ご存じかもしれませんが

実は移行支援事業所は一般就労に結び付けることが非常に多い事業所と、なかなか結び付けることが難しいということの二極化といいますか、そういったことで分かれている現状でございます。ですので、25 年度で 30 事業所があつて、9 事業所が 30% 以上一般就労に結び付けているとした場合、残りの 21 事業所はどうかというところとゼロとか 1 桁とか、非常に厳しい状態があるというのが正直なところなんです。ですから、こうした事業所を 3 割以上引き上げるとことは我々もかなりの努力をしなければいけないと感じておまして、その部分の努力をした上で全体的に 29 年度は 5 割以上を目指すという部分については我々もかなり努力が必要と考えている数字でして、これも決して低い数字ではないということで感じていただければと思つているところなんです。

会 長 諸橋委員，よろしいでしょうか。

諸橋委員 先ほどの厚労省からちゃんとした案が出ていないんだという地域生活支援拠点も含めてですけれども、相談支援事業所なり移行支援事業所もそうですけれども、いろいろな事業別の福祉サービスが適切に運営されているのかな、あるいはそれにふさわしい支援がされているのかなというのが、やはりやってきた人間としてはいつも感じるんですね。A 型、B 型、あるいは移行支援事業所とかという形でありますけれども、もう少し施設の性格に見合った支援のあり方というのが浸透していく必要があるのかなということと、やはりそのことで実績を上げていくことで事業としても安定していくということが必要になるのかなと。

それと、先ほどの中村（祥）委員のお話を聞いての感想なんですけれども、やはり事業所というのはある種の専門性を持っているわけですから、地域のいろいろな資源と結び付く中で幅を持っていくというか、例えばスタッフ的に苦しかったらボランティアを入れたり、そういう地域の相談とかの窓口的な機能とかを増やす中で事業の幅と社会性を獲得していくみたいなことがこれから必要になってくるのではないのかなと。だから、そこだけ取り出していてもなかなか事業としては進んでいかない、進化していかないのかなというふうに思いました。

会 長 でも、大事なことだと思います。そのようなご意見ありがとうございました。では、佐々木委員。

佐々木委員 今のに関連してなんですけれども、確かに今お話をお聞きして、就労移行支援事業所 30 カ所のうち 9 カ所しか 3 割以上の就労に結び付けられていないというのは、ちょっと今実際の数をお聞きしてびっくりしたんですけれども、ただなかなか難しいところをどうやって引き上げていくかというのはやはり方法を考えなくてはならないだろうなというのをすごく今感じています。やはりうまく就職に結び付けている施設というのはすごく連携先をたくさん持っていて、仙台市であれば就労支援センターさ

んだったり、あとは職業センターさんだったりを上手にを使って、あともう 2 年の半年ぐらい前になったら職業センターさんと連携をして準備訓練に週に何回行ってもらうとか、たぶん上手にそうやって、自分のところだけで限られた職員の数で限られたスキルの中で就労に結び付けるのはすごく難しいと思うので、本当に週に 1 回ずつハローワークさんの専門援助第二部門に通うとか、きっとそうやって上手にいろいろなところを活用しつつ、自分のところの力だけじゃなくて就労に結び付けているところが実際の数を出していきいていると思うので、そういったノウハウだっりの提供をしていくというのも本当に 1 つだと思います。なかなか難しいところを劇的に就職率を上げるというのは指導しても難しいと思うので、そこら辺のノウハウの提供ということが 1 つあると思います。

それとともに、中村（祥）委員がおっしゃっていた継続のための支援のジョブコーチ支援というところで、なかなかジョブコーチも使いづらいというものもあるんですけども、職業センターには私も登録をさせていただいているのですが、たぶん各障害ごとや各分野ごとの雇用管理サポーターという存在があることを皆さんご存じでしょうか。就労支援をしていても、こういったポジションがあることは実はあまり知られていなくて、企業さんが例えば私の場合であれば高次脳機能障害の方を雇用したいと考えたときに、一応高次脳機能障害の専門家として企業さんにまずは高次脳機能障害ってどんな障害で、就労していく上ではどんなところに障壁が出るかとか、それを改善するためにはどんな周りでのサポートをしていただければいいかというような説明ができるポジションも、ジョブコーチのほかに実はあって、でもほとんどこの雇用管理サポーターという存在は知られていないです。ですから、今職業センターさんのほうにもお話をしているんですが、障害者の雇用を考える上でなかなか障害像がわからないと障害者の方の雇用というのには二の足を踏んでしまう企業さんがたくさんあると思うので、でも法定雇用率はやはり達成したいという企業さんに向けて、そういった雇用管理サポーターという存在もあるとか、そういった情報提供を企業さん側にもぜひしていただけるといいのかなと思いました。

会 長 委員の皆様のご意見の中で、諸橋委員、それから小山委員、佐々木委員、皆さんやはり連携の重要性ということと、既にある資源をしっかりと周知、理解を促進していくことの重要性ということをご意見いただいたように思いますけれども、その辺について事務局から何かありますでしょうか。

事務局 (石川課長) ありがとうございます。まさにそのとおりだと思います。我々もハローワークなどを含めていろいろなところでやられている情報、わからない部分もありますので、やはりそういうのをしっかりと理解した上で皆さんに情報発信という形で努めてまいりたいと思います。

会 長 本当に就労移行支援事業所もノウハウを共有するという佐々木委員、ご意見ありが

とうございました。

そのほか、委員の皆様から何かございますでしょうか。

桔梗委員、お願いします。

桔梗委員

どうしてもこの協議会の中では障害者、当事者とか障害者を支援している事業者からの就労支援という目線のご意見が非常に多くて、私は非常に勉強させていただいているところなんです、逆に企業から障害者を雇用するという立場が私の仕事のほうにありますので、反対の面からの日頃の就労支援のところをお話しできたらと思っていたので、1つ2つお話をさせていただきたいと思います。

これは具体的な素案の中からはたぶんまた詳細な協議というふうになっていくんだと思いますので、そのときにもまた時間があつたらお話をしますが、実際に法定雇用率が上がってきて、私のところにも企業さんのほうから「桔梗さん、障害者の雇用やってるよね。やりたいんだけど」という相談は実際あります。私も実は諸橋委員にもご協力いただいた経緯もあるんですが、企業さんを直接支援センターのほうにお連れしたこともあります。ただ、そのときは雇用には結び付きませんでした。それはいずれにしてもどういう悩みかという、障害者雇用の雇用率を上げなければいけない事業者さんにとって、障害者というものがわからないからです。例えば1回雇用してみてもわからない。例えば身体障害者の人であってもいろいろな障害があります。例えば精神でも、そうじゃないところでもいろいろな問題があります。具体的にどんな障害の人をうちが使えるのかということまで行き着けば、こういう障害のあるところを支援していきたいとか、こういう方を自分のところで雇用したいというニーズが出てきますが、漠然と自分のところの事業所はこうだし、法定雇用率が上がっているので、強制的にしなければいけないということで、所長さんや社長さん、役員の方などが来ますが、実際にその悩みを聞いてマッチングさせるところは、どこをご紹介したほうがいいのか、ハローワークに行くべきなのか、非常に悩んでいました。協議会が終わったら小山委員に相談しようか諸橋委員に相談しようかと個別でちょっと悩んできたところでございます。なので、素案づくりのときに実際の中の協議に入ったときには、イメージですけれども企業さんが雇用したいと思ったらというところから雇用ができるまでというところを、どんな人が欲しいですかといったときにどんな人というのを誰がコーディネートできるのか、諸橋委員のところなのかハローワークなのか。ハローワークにそういう障害のことを知識的にお持ちの方がいらっしゃれば相談できるけれども、逆に諸橋委員のところに行ってその相談をするけれども、実際に諸橋委員のところでは雇用というものが結び付けられないとすれば、諸橋委員のほうからハローワークのほうにつないでいただいて、ハローワークのほうからやるとか、今佐々木委員のほうでも高次脳機能障害という選定ができるのであれば、割り振ってもらうとか、1つのフローチャートをガイドマップにしたようなお示しがあると、企業さんのほうでは雇用がしやすいし、企業に対する就労支援というものは向上できる1

つのきっかけになるのではないかと考えています。委員をさせていただいて大変不勉強で恥ずかしいのですが、本当に私自身もどこに振ったらいいのかがわからない現状が昨今もございまして、これをこの場でお話ししていいかわからなかったんですが、ご提案の 1 つとしてお話をさせていただきました。

会 長 企業さんの立場からわかりやすくということですね。その辺については、たぶん整理しているものもあると思いますけれども、やはり企業の方に障害及び障害者の理解ということで、きちんと結び付くような仕組みが大事だということと、このことを併せて条例づくりのほうとも関連することとも思いますけれども、その辺について事務局から何かありますでしょうか。

事務局
(石川課長) 障害者の雇用の部分でございますけれども、仙台市としましては障害者の就労支援センターを中心にネットワーク等を使いながら障害者の雇用を進めていきたいというふうに考えております。就労支援センターでは、例えば障害の種別とっていいんでしょうか、難病の方ですとか、それから高次脳機能障害の方ですとか、そういった方々で、就労されている方の事例とかそういった体験発表を実施しております。その中で、企業の方々も先ほどお話あったように法定雇用率が上がったということで、かなり関心が高くて、実際に障害のある方を雇用されている企業の方からこういう形で雇用してますよとか、こういう工夫をしますよと、それから実際働いている方からはこういう 1 日の流れで働いてますといったものを具体的にお話ししていただいて参考にさせていただいているところがございます。このような、障害種別や障害特性に応じてセミナーは順次年間 6 回ほどやっておりますので、ぜひそこを活用いただければと思っておりますし、そういったものを積み上げていった中で、先ほど桔梗委員からご提案がありました一連の流れのフローですとか、そういったものができれば、今ちょっとご用意できていませんので、先ほど言った就労支援センター等とも相談しながらそういったものができ上がっていければ、こういったものをお示しして、企業さんのほうでも活用いただければというのがお示しできればなと今感じたところです。ご意見ありがとうございました。

会 長 今のお話で、企業で取り組まれていることもまた併せて、先ほど桔梗委員がおっしゃったようにこれから取り組む企業にイメージが湧くような仕組みをしっかりとりたいということですね。
桔梗委員、お願いします。

桔梗委員 どうもありがとうございました。今のお話を受けて、思いつきの案があるので、忘れる前に 1 つだけ話をさせてください。

企業さん向けにこういう雇用をやっているとモデルケースの発表が年に何回かされていたというのは、私も実は全く不勉強でわかりませんでした。なので、そういう

勉強会があれば積極にご案内差し上げたいところなんです、そこで1つ、私も企業向けのところは情報収集しているので、企業さん向けの仙台市のサイト、ご存じだと思いますが、「E企業だより」という企業向けのメール配信システムがございます。仙台市にいらっしゃる大中小の企業さんが随分登録されていますし、私自身もそこに登録して、仙台市の情報はそこから得ています。企業情報もそこにございますので、ぜひ雇用率でお悩みの方もそこに情報発信があれば、参加もされるでしょうし、勉強のいい機会になると思いますので、ひとつ素案をつくる前にもテスト草稿ということで、お試し版ということで「E企業だより」の発行のほうに、経済局かな、にお話をすればたぶん発行してくれると思うので、もし今年度もその残りがあるとなれば、ぜひ情報発信をしていただいて、企業さん向けにランニングしていただければと思います。よろしくをお願いします。

会 長 中村（祥）委員、お願いします。

中村（祥）委員 仕事を探すときに、それと求人をするときの窓口はハローワークというのが一般的で、ハローワークに行っていただくともんなことでも解決すると思います。企業が求人を出すときはハローワークに行きますよね。障害があってもハローワークが窓口になってくれていますし、相談に乗ってくれますので、その場合は就労支援センターもとてもいいんですけれども、もう一つ大きな相談窓口としてハローワークをお使いいただくともとてもいいと思います。普通にハローワークをお使いいただけます。

会 長 就労支援センターを経由して就労される方もいれば、ハローワークからということもあるということだと思いますので、小山委員、その辺のところも含めてお願いします。

小山委員 本来私が答えるべきお話だったんですが、先ほど連携というお話を申し上げたんですけれども、就労支援をするときハローワークだけではやはり足りないんですよ。そういった意味では、職業センターだったり就労支援センターだったりと常々やりとりをしながらということもやっておりますので、もちろん事業所からの求人というのは専門援助第二部門で直接受付します。それから求職者の方も同じ窓口で受付するんです。一般の場合ですと求人部門と職業相談部門と分かれていますけれども、専門援助第二部門については事業所さんも求職者の方も同じ窓口で対応するという中で、あとは必要に応じて関係機関とも連携するというやり方をとっているということですね。ですから、私どもにおいでになったときに、場合によってはそういう関係機関に誘導させていただくこともございますでしょうし、あとは関係機関さんからうちのほうに誘導されることもあるというふうに、相互に連携するように努力してやっているということでございます。

会 長 桔梗委員のご意見から始まりまして、やはり連携、そして既にある資源をうまく結び付けるといことで、障害がある人の雇用を考えている企業さんにわかりやすい、フローチャートと言うお話しがありました、そのようなわかりやすいものをきちんと周知することがこの目標を達成するときにとっても大事だということでした。ありがとうございました。またそのような工夫も委員の皆様と検討していくこともぜひしていくべきだと思いました。よろしいでしょうか。

そのほか、委員の皆様から何かありますでしょうか。

白江委員、それから中村（晴）委員ということでもいいですか。はい、お願いします。

白江委員 2点ありまして、1つはグループホームなんです、100人ずつ増やしていくという計画なんです、100人という数字を出された根拠というのがあるのかどうか。もし既に説明されていたら二度手間になってしまうので申し訳ないんですが。

それから、今の就労の関係なんですけれども、一般就労された後、その退職者数とかそういったデータというのは持っておられるのでしょうか。その2点をお願いします。

会 長 では2点について、事務局お願いします。

事務局 (石川課長) 1点目のグループホームの人数、定員を増やしていくというところでございますけれども、先ほどちょっとお話ありましたがグループホームの定員は1カ所当たり4、5名ということですので、毎年20カ所程度を増やしていければと考えております。定員にしますと、毎年の積み重ねで100名ずつ増やしていければと考えております。今年度の予算についても、それに見合う補助金を用意したところでございます。

それから、就労の部分で退職者の方の部分の数字は残念ながら把握してはおりません。ただ、全国的に国で調べた数字ですと、一般就労してから3年ぐらい経つまでは順調にお仕事されるようですけれども、その後うまくサポートしてあげないと離職してしまうという傾向があるというグラフを見たことがございます。そういったことがあるようですので、就労した後もきちんと支援する、支えるというのがないとなかなか雇用が定着していかないのかなと感じたところです。今、手元に資料がないので、感覚でお話ししたところなんですけれども、きちんと就労できても、その後も引き続き支援していかないと定着できないという統計資料があったと記憶しております。

会 長 白江委員、お願いします。

白江委員 グループホームについてはまだいろいろ意見があるんですけれども、今の就労の関係で、特に難病関係ですと要は前にもお話ししたかと思うんですけれども新たに就労するという方はもちろんいらっしゃるんですけれども、どちらかという既に就労して発症する、発病して辞めざるを得ないという方、先ほど障害があつて雇用されて3

年というのが1つのめどというのはよく言われるんですけども、もうちょっとまた違って、途中で発症されて辞めざるを得ないということ、それから雇用率の対象になっていけませんので、数字的にも出てこないという部分もあります。そういうことを併せて、既に一般就労している方、それから難病のように雇用率の対象にならないような方々へのフォローという部分でも、サービスメニューからいうと今回対象になりましたけれども、使えるものがそうそう多くはないんですが、グループホームとか就労支援というのは割と使える部分でもあるんですが、そういった部分でのフォローがどうしてもやはり体制的に必要になってくるというふうに思いますので、その辺また具体的に考えて、ご提案をしていきたいとは思っています。

会 長 ただいまの定着支援も含めて、施行は平成 28 年 4 月からですけれども、障害者雇用促進法の改正の中で今労働政策審議会の障害者雇用分科会ではやはり定着の大事さということと、それから合理的配慮の指針に今関わっているところでありまして、その辺のところも 28 年 4 月からの施行ではありますけれども、うまくこの中に一緒に考えながら取り組んでいく、なお合理的配慮については全ての企業の義務化、過重な負担にならない限りというか、過重な負担の検討もなされていますけれども義務化されるということで、本当に大事な取り組みがあるんだと思いますし、そのようなことをしっかりと把握しながら検討を進めていく必要があるのではないかと思います。ありがとうございます。定着がすごく大事ですよ。

中村（晴）委員，お願いいたします。

中 村（晴） 就労の件ではなくてもよろしいでしょうか。

委 員 資料 3-3 の真ん中の一番下のほうの「相談支援体制の充実」のポツの 2 つ目、障害のある方に対応できる医療機関の必要性について、私は本当にこれは痛切に感じております。運営している福祉事業所等については、多くの場合成人病予防協会から検診車に来ていただいて基本健診をしておりますが、ただその中にはがん検診などは含まれておりません。40 歳になると 1 つの節目として「健診をどうぞしてください」と、がん検診なども含めて説明が書いてあるんですが、なかなか障害者の方が一般のお医者様に行ってがん検診を受けるということは難しい。特に女性特有のがん検診などを受診するということは、一体どこのお医者様に伺えば受診可能なのかということがわかりません。仙台市の健康福祉局健康増進課からそういう書類を 40 歳になったのでという節目でいただくんですが、果たしてそれがどれだけ活用されているだろうか。私自身の娘が 40 歳のときにそれが来ましたが、結果的に、具体的な話をして恐縮なんですけど障害支援区分 6 の娘がそういうがん検診等々を受診することはまず不可能ということで、利用はしませんでした。こういう実態というのは大変多いのではないかと思いますので、その点について充実の必要性ということが明記されておりますが、具体的にどのようなお考えをお持ちなのか伺いたいと思います。

会 長 事務局，お願いいたします。

事務局
(高橋課長) 非常に難しい問題だと思います。ただ、医師会のほうとお話をしたりする場合はやはり現実的にそういう実態があるのだということをお伝えしていますけれども、なかなか難しい、広まっていけないというところもあるというふうには聞いております。

ただ、そういうことが必要なのだということをおきちんと伝えていく、要望していくということが大事だと思いますので、健康増進課のほうにももちろんこういう実態について伝えていきたいと思っております。

会 長 難しいということではなくてしっかり取り組むということで、さらに大事なお指摘だったと思っております。ありがとうございます。

鈴木委員，お願いします。

鈴木委員 その件に関して、ちょっと近いお話なんですけど、私の診療所、歯科診療所なんですけど、お口の中にもがんができますので、前がん状態ということで私が発見をして、知的障害のある方ですが、「これは前がん状態の場合もあるので、ちゃんと調べたほうがいい」というふうにつき添いの方にお話をするんですけど、「いや、歯の治療に来たんだから、大学病院とかそんなところまでは行きません」ということでそのままストップしてしまったケースというのがあります。あと、例えば歯周病なんかですと定期的にきちんとした管理が必要なんですけど、連れてこられる世話人さんが変わると途端に全く定期健診を受けられないとか、そういうような状況というのものもあるわけなんです。ちょっと今のお話とあまりつながらないかもしれないんですけど、ネットワークの強化ということで、やはり我々が必要だと思う医療がきちんと提供される体制というの、フィードバックとかそういう、連れてきていただく方とか施設の方ときちんと情報共有をして、うまく回るようにしていくというシステムがすごく大事だと思うので、前からちょっと思っていたのでお話をしたいと思っておりました。

あと、今の中村（晴）委員の話で、実際問題歯科のほうも結構苦労はしながらやっているんですけど、婦人科の先生とお会いしたときに歯科のほうは一体どのようにされているんですかということで、治療そのものは全身麻酔とかをしながら、場合によってはやはり定期的な管理というのもの、静脈内鎮静法というような静脈内麻酔みたいなものを併用してやるような場合もあって、例えばそういう麻酔をしないと受け入れていただけない方の場合はそういうような方法でまとめていろいろな検査ができるかというシステムがあればいいのかなと、私歯科なので詳しくはわかりませんが、勝手に考えたりしておりました。

会 長 事務局，お願いします。

事務局 誤解のないようになんですけれども、ヒアリング調査で見えてきた課題、この枠の

(高橋課長) 中に書いてあるのは、ヒアリングをしたときにご本人とかご家族から出された意見でございますので、「障害のある方に対応できる医療機関が必要だよな」というご意見をいただきましたとか、「保健・福祉・医療など関係機関のネットワークの強化が必要ですね」というご意見をいただきましたということです。この施策の方向性としてまとめたものではありませんので、念のためお話をしておきます。

会 長 それにしても、中村（晴）委員のご意見、そしてそれを受けて鈴木委員から、やはり健康を考える場合には医療者だけではなくて関わる方との連携も必要だということだと思えます。そうなりますと、川村委員、いかがでしょうか。この辺のことで。

川村委員 私は医師会の立場以外に小児科の立場ということで、小児科の場合の障害を持ったお子さんというのは、先日もお話しさせていただきましたが、もう生まれたときからの問題がほとんどです。例えば内臓の奇形から始まって、脳の問題、その他ですね。そういう場合に、今小児科の領域ではその主病に対するかかりつけの病院、それは病院ですね、それ以外に日常に診れる小児科医、そういう連携をつくってありまして、例えば病気本体はこども病院で診る、ふだんの風邪や予防接種に関してはかかりつけの医者が診る、そしてかかりつけの医者が手に余るようなときはいつでも大きい病院との連携をとって収容していただくという、そういうシステムではないですが、形の上ではでき上がっていますね。

ただ、やはりこれが非常に難しいのは、今のお話を聞いていると例えばそういう生まれてからの、前も言いましたように時間軸に沿った流れの中のケアというのがどちらかというともやりやすい。ところが、途中から障害を持つような形になると、なかなかそこから医療機関につながらなくちゃいけないという別な難しさ、例えば歯科の問題でも途中からですよ、それからほかに例えば高次脳機能障害なんかでも多くの場合は途中から。そうすると、それまでのつながりの中で新しい医療機関を見つけなくてはいけない。それから、小児科の我々は簡単に言えば多かれ少なかれ障害を持った子どもを小児科医になった時点からずっと診ている。ところが、内科の先生やほかの先生方はそういうケースを診たことがない。診たことがないことに対して手を出しにくいというのは、医者を弁護するわけではないですが、やはりそういうところもありますね。ですから、こういうのは医師会のほうとしても、やはりその子どもだけじゃございませんので、こういう要望をぜひ医師会のほうに上げていただいて、こういうことで困っているんだということを医師会の共通の認識の中で我々が対応できるような形をとると。ネットワークというのは全てのネットワークが大事であって、行政と医療機関、それからここにいらっしゃる皆さん方、ましてや就労に関わればハローワークと、そういうネットワークを網の目のようにつくり上げていながら、障害のある人たちに何か新しいものをつくり上げる協力ができればと医師会としても考えております。

会 長 　　ただいまもやはり連携，ネットワークということと，既に存在しているものもわかりやすく伝える，桔梗委員が就労支援のところでお話しいただいたように健康面についてもわかりやすく伝わるような仕組みというのが本当に大事だということをお聞きして思いました。これは委員の皆様共通したことだと思います。そのようなことで，この基盤整備の概要を今日は議論しますけれども，これを本当にきちんと取り組まれるようにするためには多くの方々にわかっていただくように，また相談支援機関の方々にも今のことをわかってもらわなければいけないということでもありますよね。はい，ありがとうございました。

　　では，そのほか。時間も迫ってまいりましたが。

　　市川委員，お願いします。

市川委員 　　資料 3-3 の方策の案を見せていただいて，それと皆さんのご意見も聞きながら思ったことは，やはり数字を具体的に出されているのは非常によろしいんですが，何でこの数字になったのかという，その辺の何か根拠というのか，先ほど白江委員とか諸橋委員もおっしゃっていましたが，やはり「この数字でいいんですか」というのは我々聞かれても「これでいいです」と言いがたいところがあるので，いろいろ我々役所とかに話をするときも，何か根拠を示せと必ず言われるんですね。エビデンスとかと言われて。だから，そういう意味で我々に説明するときもやはり「だからこの数字ですよ」という何かその辺のところをもう少し詳しく説明をいただくと非常にわかりやすいかなというふうに思いました。

　　それから，もう一つ思ったのは，入所から地域生活とか，入所を減らすとかという案が出ているんですけども，我々入所施設をやっている立場からすると，施設から出ていくという方は死亡して出ていく方もいらっしゃるし，一般住宅に移りたい人もいるし，福祉ホームだったりグループホームだったりに移る人がいるわけですよね。そうすると，数字的にどうつながるのかと思いますけれども，入所から地域生活に 29 年度末に 45 人移しますよと，その下のほうに行くと入所は 20 人減らしますよと，あとグループホームには毎年 100 人ずつ増やしますよといったときに，いろいろな流れがあると思うんですが，それをどう考えてこの数字ができていのかちよっとのみ込めないというか，関連性がちよっとわからないなというところがあるので，その辺をちよっと説明していただければ，どういうふうに考えてこういうふうにしたのか。同じ入所でも，身体，知的もあれば精神も入所の施設がありますので，そういう人たちがどういうふうに地域のほうに出られていると想定されているのか，その辺のところももう少しわかるようなものがあってほしいなと思いました。

　　それから，文言のことで大変恐縮ですけども，就労支援の強化のところに賃金向上と書いてあるんですけども，我々福祉的就労の現場ですと A 型であれば賃金と言いますけれども，そのほかは工賃と言うんですが，ここに賃金というふうにごだわっているということは A 型を対象にしたことを書いてらっしゃるのかということもちよっと疑問だったということがあります。

もう一つ、障害者の自立支援協議会は私は、あまりよく知らなく、ただいろいろな厚労省から来る文書とか、いろいろな計画を立てるときとか、それから地域ネットワークのところからするとこの障害者自立支援協議会は非常に重要視されているように思うんですが、それがどういうふうな機能を持っていて、どういうふうな委員構成をされていて、ネットワークをつくろうとされているのか、その辺をもう少し何かの機会にご説明いただくとありがたいなと思います。

会 長 　　ただいまの市川委員の、確認も含めてですけれども、事務局からお願いします。

事 務 局 　　資料 3-3 で今後基盤整備を進める事業ということで、年度ごとの利用者数等を出してあります。基盤整備では、仙台市が自ら予算を付けて施設をつくる、先ほど生活介護でお話ししたような施設がございますが、そうした施設は、この年度にきちんと予算が付くのかどうかということがありますので、なかなか今後仙台市が箱物をつくって事業を行うというのは難しいところがございます。今、見えている中で、ということで、ここに数字を挙げさせていただいているというところでは、

現在の推移といいますか、ここまでの実績を踏まえて足延ばししたところと、あと明らかに基盤整備をするというのが見えているところはその分を上乗せできますという形で、それぞれ積み上げた数字とご理解いただければと思っているところがございます。

この表の中で就労支援の強化の中で賃金向上という表現について今お話ありましたが、先ほど企画課長からも話をさせていただいたとおり、この文言につきましてはそれぞれヒアリングしたときにヒアリングの対象となる方から出たその言葉をここに記したものでございますので、我々がここは工賃という表現に直すということはしていないとご理解いただければと思います。

資料 3-2 の到達目標のところ、1 として施設入所者の地域生活への移行者数、これと例えばグループホームの整備の数の関係性はどのようなお話かと思っております。グループホームにつきましては、施設から出られて入る方もおいででしょうし、今、要望として届いているのは親亡き後というようなことで、在宅の方がグループホームをぜひ利用したいという要望もいただいております。地域から地域というんでしょうか、そういった形での入居も含めた整備ですので、当然施設から出られる方の受け皿としてのグループホーム以上の整備が必要になると考えているところがございます。

それから、次の 2 の施設入所者数の減少につきましてですが、宮城県、仙台市も含めてですが、入所施設が全国的にも非常に少ないという状況がございます。そうした中で、国ではできるだけ施設から地域へと、我々もそうした考えのもとで地域移行を進めていきたいとは思っているのですが、現在、そういう少ない施設にお入りの方々が施設を出るとするのは条件が整わないと難しいのかなと考えておまして、数字としては、ここに実績もございますが、例えば平成 24 年度から 25 年度には 3 名の方が

仕方というか生活の仕方の中に、どう見ても私も障害者の病状とか症状というのがまだ見極められないです。正直言ってこの方が精神障害なのか知的障害なのかさえも時としてわからないような状況に私あるんですけれども、実際にあった話でどうしたらいいのかなというところがすごく困っていることを、たぶんほかの方も困っている状況というふうに思ったことで2つだけ事例を挙げさせていただきます。

1つは、私の目の前で人だかりができていて、たぶんその方は知的ではなくて精神だと思えるんですけれども、コンビニエンスストアの前でした、駐車場です。ぐるぐるぐるぐる大きく回転をなさって、人だかりになってどうしたのかなと思ったら、大きなガラスのウィンドーに頭をぶつけるんですね。そうすると、本当に脳震盪を起こしてバタンと倒れるんです。それを見た方がびっくりして、危ないですよって言ったら、どうも失礼ですけど健常者じゃないだろうというので、どうしたのかしらって言って店員さんと呼んできて店員さんもどうにもならない。でも、倒れて異常なわけではないから 119 番するにはどういふものかわからない。みんな人だかりで、おまわりさんかな、119 番かなって悩んでいて、その本人を押さえつけるんだけれども、私よりも年上の男性の方で力があって、押さえられない。そうするとまたぐるぐる回って、また同じようにガラスに頭をガンとぶつけて、脳震盪を起こしてまたそこにハーツと倒れるというのを何度かやって、誰がどうしていいかわからなかった。結果的には、ただ茫然として見ているしかなくて、見守るしかなくて、そしたらその方はどうも自転車に乗ってこられた方みたいなんですけれども、その後しばらく時間が経ってからですけれども自転車にお乗りになって、周りは心配なのでどうにかしたいんですけども、でも何もできないままにその人は自転車に乗って、何もなかったように走り去って行ってしまった。でも何もできなかったことと、病気の症状もわからない私たちにはどうしていいかわからなくて、家に帰ってから私もそういうときどうしたらいいんだろうと、誰に助けを求めたらいいんだろうというのがまず1つありました。そういうときどこに電話したらいいのと。どこに、誰に聞いたらアドバイスしてくれるのと。健常者の市民の1人として、支えたい市民の1人として、そこに周りに30人ぐらいいましたけれども、みんなたぶん同じような悶々とした思いで、逃げることもできず避けることもできずいた思いがあります。

あと、今回この協議会の中で、この協議だけではなくてもう一つの今協議をしているところで、いろいろな障害をお持ちの委員さんも参加をされていて、彼や彼女らの話も聞いて病気の症状を知る機会をいただいておりますが、お買い物に行った際にいろいろな症状の方がいらっしやいます。もちろん地域の方もお買い物をしている、身体障害者の方もお買い物をしています。ただ、やはりそこでも精神の方、知的の方というのは見てわからない。普通の人にはわからない。お店で働いている人でさえもわからない。でも、どう見ても異常行動をとられる。お店としても困るといったときに、何気なく心配だから見てるのに、この間の委員会でも言いましたけど「あの人が笑ってた」となるとぶち切れられるみたいで、お店の店長さんとかマネージャーさんのほうに「笑われた」という苦情が行くと。「笑われた」という苦情が多発するものだけ

ら、その店員さんたちは「あの人が来ると危険」と、もうマークし始めているという状況を私は事例として見聞きしています。それは非常に障害者の方にとっても切ない思いだと思うし、それを見ていてお店をやっている店員さんたちも切ない思いというのは、やはりそこは障害者の理解ができない、もしくは例えば私は知的障害の何とかですという病名が書いてあって、病名が書いてあることでその知的障害とはこういう症状がありますというところまでわかれば、互いの共生がもっと実現できるのかなと思うんですが、お互いに駆け込み寺みたいないところがないということと、知る機会が一般消費者、市民になかなかないというところをちょっと悶々としていたので、私の知る限りで悩んでいる事例を今挙げさせていただいたんですが、精神障害者の施策の充実のところにも入ってくると思いますし、相談支援体制というのは何度も協議会でお話をさせてもらっていますが、障害者と障害者のご家族のための相談支援の充実ではなくて、それを支える一般市民の方の相談の駆け込み寺の支援体制の充実というところにも施策をぜひ作っていただきたいなと思いました。よろしくをお願いします。

会 長 障害及び障害者の理解の中で、言ってみれば市民の方々に答えるような仕組みも大事だというご指摘ですよね。ありがとうございました。

次に、黒瀧委員、お願いします。

黒瀧委員 桔梗委員からのお話で、以前私、市政だよりにこういう病気の理解ということで、病気一つ一つでいいので少し詳しく書いてほしいと願ったのがこういうことなんです。やはり私たち家族はいろいろな意味で聞いたりすることができるんですけども、一般の方はわからないと思うんです。だから、そういうことを理解する意味の1つとしてぜひ市報の一部に、毎回じゃなくてよらしいんです、やはり精神、知的の、そのほかは全部、私もほかの病気はわからないんですけども、やはり一番気になるところをちょっと載せていただけたらうれしいんですけども。前から私理解というのがやはり一番、わからないから皆さん恐れるとか、何かそういうことなんです。私たちは知っているから、絶対この人はこういうことじゃないわよ、悪いことをして状態じゃなく体がそうさせちゃうので大丈夫よという理解はしているんですけども、皆さんほかの方から見ればわからないから怖いとか何とかというふうな誤解されることが多過ぎますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

会 長 大事な指摘、ありがとうございました。

桔梗委員、黒瀧委員のお話は条例づくりの中での理解の促進にもなると思うことでありますけれども、大事なご指摘をいただきましたので、何か事務局、コメントがあれば。今コメントできることと、またさらにということもあるかもしれませんけれども、よろしくをお願いします。

事務局 まず、市政だよりへの掲載について、以前にもご要望いただいているところなんで

(高橋課長) すけれども、すぐにご要望にお応えするというのはなかなか難しい状態です。毎号たくさんの方の情報を載せる必要がありまして、すぐに黒瀧委員からのご要望にお応えするというのは難しいんですけれども、条例づくりの取り組みを周知していくような記事についてもこれから広報課とも相談していきたいと思っておりますので、その中で検討していければと思います。いろいろな手法を使ってその障害についてご理解いただく、広報紙だけではなく、先日も開催しましたワークショップなどで出会う場をつくっていくとか、いろいろな行事の中でわかっているようなことに取り組んでいくということを進めていきたいなと思っております。

それから、先ほど桔梗委員からいただいた、どういうふうに対応したらいいのかなということですね。まずはいろいろな障害があつて、しかも同じ障害でも人それぞれ様子が違う、得意なところ、不得意なところ、あと表に出てくるものもお一人お一人によって違うということをもまずご理解いただく必要があります。それから、誰に助けを求めたらいいかというのはなかなか難しいところで、先ほどのお話の方はたぶん自閉症の方で何かに反応していたのかなと思っておりますが、けがだけはしないように、周りで見守るしかないのかなとか、押さえ付けるとたぶんもっとやりたくなくなってしまいますので、そういうときは見守るといったところが大事なのかなと思っております。

今日、いろいろなご意見を頂戴しました。今回の計画につきましては、基本的には総合支援法に基づくサービスの見込み量についてと、その見込み量を確保するためにどういう取り組みをするかということをもとめる計画でございます。今日は、そこにとどまらず、まさに障害者保健福祉計画全体にご意見をいただいたところだと思っております。それにつきましては、今回の計画に盛り込むというのはなかなか難しいところもあると思っておりますけれども、新しい計画も見据えながら、施策を検討していくための貴重なご意見としていただきまして、今後の参考にさせていただきたいと思っております。

会 長 先ほど第 4 期仙台市障害福祉計画・中間素案については本日の協議内容を反映したものを次回 12 月 2 日にまた事務局で整理していただいて議論していただくという確認、了承いただいたということをもさらに確認いたしまして、お二人の意見はとても大事な意見であります。時間も迫ってまいりましたので、今日の議事についてはこの辺で終了とさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(2) その他

会 長 そのほか、皆様から何かございますでしょうか。よろしいですか。

まず事務局から言っていていただいて、また皆様からその他ありますかという確認をさせていただきたいと思っております。お願いします。

事 務 局 どうもありがとうございました。今日この場で言い足りないことなどございました

(高橋課長) ら、またファクス、メール等で事務局のほうにお寄せいただければと思います。

それから、今日お手元のほうにココロニュースの 2 号と、あと 11 月 23 日に予定している第 2 回ココロン・カフェのご案内をお渡ししております。ココロニュースのほうは、先日 10 月 22 日に開催をいたしましたココロン・カフェについてと、あと第 4 回の施策推進協議会、条例の検討をいただいたときの様子、それから事例が集まりましたということをお知らせする内容となっております。

あと、第 2 回のココロン・カフェを 11 月 23 日に開催いたします。おかげさまで 10 月 22 日に委員の皆様にもおいでいただきまして、内容といたしましても参加した方からは非常に有意義でした。障害者の方と出会う機会がなかなかない方も参加しておられましたし、ご本人さんたちもいろいろ話をして、聞いてもらってとてもよかったというような感想もいただいておりますので、また引き続き皆様からもご意見を頂戴しながら進めていきたいなというふうに思います。11 月 23 日についても既にご出席いただける委員さんもいらっしゃいますけれども、もしお時間が許せばぜひおいでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、本日、目黒委員と市川委員からも資料の提供がありますので、ぜひ一言いただければと思います。

会 長 では、目黒委員、そして市川委員とお願いします。

目黒委員 いつもの「ばっけ通信」です。ご覧いただければと思います。また、ここに載っていますが、明日、福祉プラザのほうで講演会を企画しています。いつもは自閉症の入り口の講演会ばかりやっていましたが、今回は発達障害が原因のひきこもりをテーマにしたものですから、全然参加者が伸びないので、どうぞ皆さんご参加ください。よろしくをお願いします。障害によって対応がデリケートなところがあるので、参考にいただければと思います。よろしくをお願いします。

会 長 目黒委員、ありがとうございました。
市川委員、お願いいたします。

市川委員 「ナイスハートバザール in せんだい」につきましては、前回この開催日に行いますよということだけお話しさせていただいて、具体的に参加する事業所とかのことを書いていなかったもので、今日のちらしで、参加事業所さんなどを紹介いたします。

ただ、今回 2 階のコンコースが工事中で使えなくて、びゅうプラザの脇の狭いところでやっているのです、このような 30 何事業所が来ましたけれども、みんなちょっと細切れで何日かずつ交代で出るという方式をとらざるを得ませんが、ぜひ見て、買っていただけると利用者さんも非常にまた就労意欲が高まるということもございまして、お近くに来られる場合はぜひお立ち寄りいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

平成 26 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 5 回）

会 長 市川委員，ありがとうございました。
そのほか，委員の皆様からその他に関してということで何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。
では，本日の議事ということでは終了とさせていただきます。

(5) 閉 会

署名人

相 澤 新 弥 